

国の施策・制度・予算に対する

# 提言・要望書

最重点項目



平成30年11月

福岡県  
福岡県議会

# 目次

## I 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

- 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けた支援…………… 1

## II 九州北部豪雨災害からの復旧・復興

- 九州北部豪雨災害からの復旧・復興に向けた継続的支援…………… 3

## III 誰もが安心して暮らし活躍できる社会の実現

- 「子ども・子育て支援」の充実・強化…………… 5
- 「子どもの貧困対策」の充実・強化…………… 6
- 障がい者福祉施策の充実…………… 7
- 「70歳現役社会」づくりの推進…………… 8
- 女性の活躍を促進する取組みの充実・強化…………… 9
- きめ細かな雇用政策の充実・強化…………… 10

## IV 力強い経済成長の実現

- インバウンド観光の促進…………… 11
- 地域に根ざした中小企業・小規模事業者対策の充実・強化…………… 12
- 地域のIoTに関する取組みへの支援強化…………… 13
- 水素・燃料電池の産業化に向けた普及支援…………… 14
- 革新的バイオ産業創出に向けた支援強化…………… 15
- 魅力あふれる農林水産業・活力あふれる農山漁村の実現に向けた施策の充実…………… 16

## V 地方創生の推進

- 地域におけるまち・ひと・しごと創生に向けた取組みの推進…………… 17
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019開催を契機とした地域スポーツの活性化・関連産業の振興、地域文化活動の推進…………… 18
- 世界遺産の保存活用に向けた取組みの推進…………… 19

## VI 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

- 福岡空港・北九州空港の機能強化及び連携強化…………… 20
- ストック効果の高い社会資本整備の推進…………… 22
- エネルギーの安定供給と再生可能エネルギー等の更なる普及促進…………… 24
- 暴力団壊滅に向けた取組みの推進…………… 25
- 都道府県議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布枚数の改正…………… 26

# 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けた支援①

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 国土交通省、内閣府】

- 1 山ノ井川、庄内川などの浸水被害の大きい河川において、再度被害の軽減を図るため、本川・支川で必要とする治水対策の事業採択及び必要な予算措置を行うこと。
- 2 鉄道軌道整備法に基づく平成筑豊鉄道の災害復旧事業について、必要な予算を確保すること。

### ■ 本川・支川における治水対策

- 平成30年7月豪雨により、県が管理する49河川で浸水被害が発生。特に、1級河川筑後川や遠賀川の支川での越水・溢水による被害が大きい。



筑後川水系山ノ井川 (久留米市城島町付近)



遠賀川水系庄内川 (飯塚市頼田支所付近)

- 家屋への浸水被害が大きかった河川について、本川・支川で必要とする治水対策の実施が必要。

#### 【家屋への浸水被害が大きく治水対策が必要な河川】

- ・ 1級河川筑後川水系：山ノ井川、金丸川、池町川、下弓削川  
やまのい かなまる いけまち しもゆげ
- ・ 1級河川遠賀川水系：庄内川、庄司川 ※下線は、排水機場を設置している河川  
しょうない しょうし

#### 《必要とする治水対策のイメージ》

【本川】：排水機場の能力向上など

【支川】：河道拡幅、堤防嵩上げ、調節池など

### ■ 治水対策の事業採択、必要な予算措置

- 新たに事業化が必要な6河川について、浸水による再度被害の軽減を図るため、治水対策の事業採択、確実な予算措置が必要。

### ■ 平成筑豊鉄道の災害復旧

#### ○ 主な被災箇所



油須原駅～赤駅間 切取崩壊



崎山駅～源じいの森駅間 築堤崩壊

#### ○ 鉄道災害復旧事業のスキーム

費用負担の割合		
国	地方公共団体	鉄道事業者
1 / 4	1 / 4	1 / 2

# 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けた支援②

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 総務省、内閣府、経済産業省】

- 1 災害復旧・復興対策に多額の経費を要するため、特別交付税の配分、災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保に特段の配慮を行うこと。
- 2 被災した事業者の円滑な資金繰りを引き続き支援するとともに、事業の再興に向けた販路開拓の取組みに対して「小規模事業者持続化補助金」により引き続き重点的な支援を行うこと。
- 3 被災者の早期の生活再建に資するため、被災者生活再建支援制度をすべての被災区域に適用するとともに、半壊世帯や一部損壊世帯への対象拡大、支援金の支給額の増額を行うこと。また、災害援護資金貸付金について、貸付限度額の引き上げ、所得制限の撤廃といった貸付条件の改善を行うこと。

## ■ 被災自治体における災害対策費の状況

### <福岡県>

H30.9月補正予算額	194億円
○ 商工業者・農林水産業者の支援	15億円
・ 農業用機械・施設の復旧支援、小規模事業者の販路開拓支援など	
○ 公共土木施設等の復旧	179億円
・ 道路や河川、砂防施設等の復旧	
・ 土砂流れ等が発生した箇所へ砂防ダム設置 など	

### <被災市町村>

被災市町村における補正予算額	238億円
(県内60市町村中、50市町村において補正予算対応)	
<主なもの>	
○ 災害復旧費	232億円
・ 道路・河川・農林業施設の復旧工事など	
○ 災害救助費	4億円
・ 避難所運営、災害見舞金支給など	

## ■ 商工被害の状況

- ・被害額 約7億円
  - ・被災数 364事業所(24市町村)
  - ・H30年7~9月期の売上が減少した事業所の割合(対H28年同月比):30%
- ※H29.7九州北部豪雨の影響を除くため、H28同月期との比較  
※有効回答数160事業所

## ■ 被災者生活再建支援法の課題

### <平成30年7月豪雨における法適用市町村>

北九州市、久留米市、飯塚市、嘉麻市

### 【福岡県被災者生活再建支援制度】(県:10/10)

- ・ 法の適用要件を満たさない市町村の被災者に対し、法と同一の支援を実施。
- ・ 平成30年7月豪雨災害では、八女市、太宰府市、那珂川町、みやこ町で、住宅が全壊した4世帯に支給(各市町1世帯)

# 九州北部豪雨災害からの復旧・復興に向けた継続的支援

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、内閣府】

- 1 被災者の生活支援、災害復旧・復興対策に多額の経費を要するため、引き続き、県及び被災市町村の特別交付税の配分、災害関連事業の予算確保に特段の配慮を行うこと。
- 2 改良復旧事業の着実な推進のため、必要な予算措置を行うとともに、被害規模の大きい「一定災」について、完了までの期間を弾力的に延長すること。
- 3 農地、農業用施設や林道の復旧事業については、被災状況に配慮し、完了までの期間を弾力的に延長すること。
- 4 被災した事業者が事業の再興に向けて行う販路開拓の取組みに対し「小規模事業者持続化補助金」において災害枠を設けるなど、重点的な支援を行うこと。
- 5 被災したJR日田彦山線の早期復旧を図るため、国土交通大臣が策定した「指針」に基づき、JR九州に対して、現に営業する路線の適切な維持に努めるように適切な指導・助言を行うこと。

## ■ 被災自治体における災害対策費の状況

福岡県 (H30.9月補正後 269億円)

- 被災者の生活支援 15億円
  - ・住宅再建経費の支援、中小企業への金融支援、農業用機械・施設の復旧支援 など
- 災害復旧・復興対策 254億円
  - ・道路・河川・砂防施設・農地・農業用施設等の復旧、砂防ダムの新設 など

被災市町村 (H30.6月補正後)

- <朝倉市> 209億円
  - 被災者の生活支援 36億円
  - 災害復旧・復興対策 173億円
- <東峰村> 31億円
  - 被災者の生活支援 3億円
  - 災害復旧・復興対策 28億円
- <添田町> 2億円
  - 災害復旧・復興対策 2億円

## ■ 改良復旧事業の着実な推進

- 被災箇所の早期復旧を図るため、改良復旧事業の確実な予算措置が必要。

## ■ 事業実施期間の弾力的延長

- 沿線の土砂撤去に加え、用地買収に時間を要する被災規模の大きい「一定災」について、完了までの期間の弾力的な延長が必要。

- ・北川「一定災」
- ・白木谷川「一定災」

県管理施設の改良復旧事業 (※権限代行含む) (単位:億円)

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	全体事業費
河川	247	131	225	216	187		1,006
砂防	123	16	22	28	25	22	236
道路	2	5	1				8
計	372	152	248	244	212	22	1,250

項目	現行	対応案
実施期間	3年間	5年間

## ■ 農林水産業の被害状況

農林水産業:被害額 約692億円

○被害規模の大きい河川沿いの農地・農業用施設の復旧は、完了までの期間の弾力的な延長が必要

## ■ 日田彦山線の復旧に関する協議状況

### 1 これまでの経緯

- (1) 平成29年 7月 5日 九州北部豪雨により被災
- (2) 平成30年 4月 4日 第1回 復旧会議（福岡県、大分県、東峰村、添田町、日田市、JR九州のトップによる会議）
- (3) 平成30年10月25日 第2回 復旧会議

- ① 鉄道軌道整備法の活用を前向きに検討し、引き続き復旧に係るJR九州の負担額の軽減を目指す。
- ② お互いに知恵を出し合って、復旧後の継続的な運行の確保についての議論を続ける。
- ③ 年度内に結論を出す。

### 2 長期的な運行の確保に関しての自治体の考えとJR九州の考え

- (1) 自治体: ① 鉄道経営は、ネットワークで議論すべきであり、日田彦山線の不通区間に特化した議論は不適切。  
② 鉄道ネットワークの維持のために経営安定基金の3,877億円を継承していることや、従前から復旧後の運行はJR九州が行ってきていることから、日田彦山線の復旧後の運行に限定して自治体に財政支援を求めるのは不合理。  
③ 長期的な運行が確保されるように、利用促進策で対応。
- (2) JR九州: ① 鉄道は鉄道会社だけで経営するのではなく、地域の自治体と一体的に経営する必要がある。

### 3 残っている論点

- (1) 鉄道で復旧するための方策の検討
  - ・ 第3彦山川橋梁の架け替え協議、第2彦山川橋梁の修繕検討
  - ・ 鉄道軌道整備法の活用
- (2) 長期的な運行の確保に関する計画
  - ・ 自治体からの財政的な支援の有無

### 4 指導していただきたい内容

- (1) JR九州は、鉄道軌道整備法に係る「長期的な運行の確保に関する計画」について、自治体の財政支援を求めないこと
- (2) JR九州への早期工事着工への指導、助言

## ■ 商工業の被害状況

商工業:被害額 約106億円 被災数 306事業所(9市町村)

○H30年7~9月期の売上が被災前よりも減少した事業所の割合(対H28年同月比):55%  
※有効回答数49事業所

#### 長期的な運行の確保に関する計画

4. 法第8条第5項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者が大臣に申請を行うに当たっては、次に掲げる事項を定めた長期的な運行（10年以上の運行に限る。）の確保に関する計画（以下本項において「計画」という。）を添付するものとする。

- (1) 鉄道事業の経営の改善に関する事項
- (2) 地方公共団体その他の者による支援の内容
- (3) 鉄道事業の事業構造の変更の内容（事業構造を変更する場合に限る。）
- (4) 計画予定期間
- (5) 計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (6) 計画の実施による効果（災害発生前と比した収支改善を含む。）
- (7) その他、鉄道事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

5. 4. の計画は、関係地方公共団体、復旧した鉄道の資産を保有する者（当該鉄道事業者と異なる場合に限る。）及び復旧後に当該鉄道事業者に代わって当該鉄道を運行しようとする者（当該鉄道事業者と異なる場合に限る。）の全員の合意により作成するものとする。

# 「子ども・子育て支援」の充実・強化

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣府、厚生労働省】

- 1 幼児教育の無償化や保育の受け皿拡大、保育の質の向上に必要な財源を確保すること。
- 2 「地域少子化対策重点推進交付金」について、①対象事業の拡大、②採択要件の緩和を行い、より地方の創意工夫が活かせるよう、柔軟な運用を図ること。
- 3 待機児童の早期解消を実現するため、保育士及び放課後児童支援員確保のための施策を一層充実すること。また、処遇改善の要件とされた研修の実施に必要な財源を安定的・恒久的に措置すること。
- 4 本県が低位に区分されている「子どものための教育・保育給付交付金」の交付基準を合理的なものとなるように見直しを行うこと。

### ○幼児教育の無償化等における必要な財源の確保

○幼児教育の無償化や待機児童の解消に向けた受け皿の整備、保育士等の処遇改善の実施に当たっては、地方に新たな負担を生じさせることなく、国において確実に財源を確保すること。

### ○「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充

- 補助率の引き上げによる自治体の財政負担の軽減
  - ・補助率が減少傾向(H27補正予算:10/10→H30当初予算:1/2)
- 利用しやすい制度への見直し(対象事業拡大や採択条件緩和等)
  - ・市町村から柔軟な制度運用の要望が強い。

### ○放課後児童支援員の確保に必要な事業費

○放課後児童支援員を確保するための処遇改善の実施には、自治体の財政負担が大きく伴うため、補助率の引き上げが必要  
現行(放課後児童健全育成事業費):国1/3、県1/3、市町村1/3  
参考(保育所等運営費):国1/2、県1/4、市町村1/4

### ○福岡県のキャリアアップ研修の対象者及び必要な事業費

○継続して必要な事業費であり、自治体の財政負担が大きいため、国庫補助率の引き上げを含め、財源の恒久的・安定的な確保が必要  
・県内の研修対象者 13,000人程度  
・H30年度予算 31,222千円(うち県負担 15,611千円)(現行:国1/2、県1/2)

### ○子どものための教育・保育給付交付金に係る交付基準

地域区分	減価償却費加算	賃借料加算
A地域	8都県(青森、東京、沖縄等)	4都県(埼玉、東京、神奈川等)
B地域	18道府県(神奈川、鹿児島等)	6府県(静岡、大阪、奈良等)
C地域	17県(栃木、愛知、佐賀等)	16県(宮城、愛知、福岡、沖縄等)
D地域	4県(徳島、愛媛、福岡、大分)	21道県(青森、佐賀、鹿児島等)

※同様の地域区分を適用していた「保育所等整備交付金」(厚生労働省所管)など8件は、平成29年度に地域区分を撤廃。

# 「子どもの貧困対策」の充実・強化

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣府、厚生労働省、文部科学省】

- 1 地方の取組みを促進させるため、国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」の「当面の重点施策」とされた事業を着実に実施できるよう必要な財源措置を講じること。特に子どもの貧困状態を解消する上で優先的に取り組むべき次の項目については、重点的な財源措置を講じること。
  - (1) ひとり親家庭の経済的自立のための就労支援
  - (2) 児童養護施設等の子どもたちの自立支援
  - (3) 放課後児童クラブ利用料の無償化
- 2 都道府県の子どもの貧困対策の効果等を検証・評価できるよう、都道府県別の貧困率など、子どもの貧困に関する指標に係る数値について、都道府県分も合わせて調査、算出し、その結果と算定方法を情報提供すること。

### ○ ひとり親家庭の経済的自立のための就労支援

- ・自立支援教育訓練のための講座期間中の生活費支援が必要
  - ・ひとり親家庭の親に対する高等職業訓練促進給付金の増額が必要  
(現在の給付額)課税世帯 月7万5百円、非課税世帯 月10万円
- ※本県の「ひとり親世帯等実態調査」(H28年度実施)
- ・母子世帯の仕事による1か月の平均収入(手取り額): 14.5万円
  - ・母子世帯における正社員の割合: 44.7%

### ○ 児童養護施設等の子どもたちの自立支援

- ・児童養護施設等を退所した子どもが大学等に進学する際の給付型奨学金の拡充及び学費等の支援が必要
  - ・給付型奨学金の支給額は、国公立大で月額3万円、私立大で月額4万円の水準
  - ・施設退所者等が大学等に進学する際に必要となる入学金や授業料の助成制度がなく、生活費の支援額も不十分

### ○ 放課後児童クラブ利用料の無償化

(生活保護世帯等における利用料等の国の減免制度比較)

	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯
放課後児童クラブ利用料	減免なし	減免なし
保育所保育料	全額減免	全額減免(平成31年10月予定) ※3歳以上

### ○ 子供の貧困に関する指標の算出

- ・「子供の貧困対策に関する大綱」に定められた25指標のうち、子どもの貧困率など11指標について、都道府県の数値が確認できない。  
(都道府県の数値が確認できない指標)
  - ・子どもの貧困率
  - ・ひとり親家庭の子ども進学率、就職率
  - ・ひとり親家庭の親の就業率 など

# 障がい者福祉施策の充実

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 厚生労働省、国土交通省】

- 1 精神障がい者について、身体・知的と同等に公共交通機関等の割引の対象とすることを交通事業者に強く働きかけるとともに、その実現に向け、国による事業者への財政的支援を含め、有効な対策を講じること。
- 2 市町村が整備・運営を行う地域生活支援拠点等について、明確な整備・運営指針を示した上で、必要な財源措置を講じること。
- 3 県、市町村が医療的ケア児の在宅生活支援に必要な事業を実施するため、医療的ケア児の具体的な定義（対象範囲）を明らかにするとともに、必要な財源措置を講ずること。また、医療的ケア児の保育受入れ体制を整えるため、看護師の配置等に必要な財源を安定的・恒久的に措置すること。

## ○ 交通事業者に対する精神障がい者の運賃割引に係る要望状況

- 交通事業者への要望状況  
要望開始時期：平成9年度  
直近の要望状況：平成30年3月JR九州本社を訪問し、要望書提出  
※平成29年4月から西鉄グループが電車・バス運賃について精神障がい者割引を導入
- 主な運賃割引の状況：JR九州  
身体・知的障がい者本人：5割引、介護者（1名のみ）：5割引

## ○ 地域生活支援拠点等の整備について

- 第3期福岡県障がい者福祉計画（平成27～29年度）
  - ・目標 各障がい保健福祉圏域に少なくとも1か所整備
  - ・実績 6市町（1町、1圏域（2市1町）、1共同（2市））で整備  
※ 運営に必要な人材や財源の確保が課題であるとの市町村意見（「第5期障害福祉計画」に係る国の整備目標（平成32年度末まで））
    - ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本

## ○ 医療的ケア児に対する支援について

- 医療的ケア児が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う庁内各課との連絡調整体制を整備（平成29年5月～）
- 医療的ケア児実態調査（平成30年度）
  - ・調査対象：医療的ケア児者及びその介助者
  - ・調査項目
    - ① 医療的ケア児者及びその介助者の生活状況
    - ② 医療、福祉、生活支援、教育等のニーズ
    - ③ 災害等緊急時の課題把握
- 就労等により保育所等の利用を必要とする保護者への支援
  - ・ 医療的ケアが必要な児童を保育所へ受け入れる際、看護師配置等の必要な経費は市町村が負担。
  - ・ 一方、予算確保が困難な市町村では、受け入れができない。

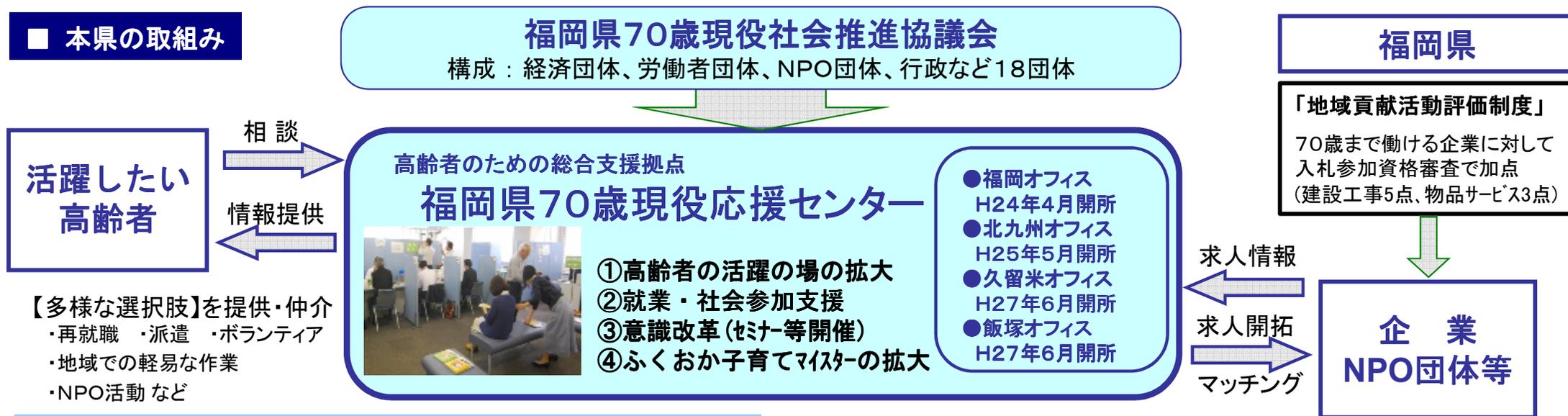
# 「70歳現役社会」づくりの推進

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 厚生労働省】

- 1 本県が全国に先駆けて実施している、高齢者の就業や社会参加支援に関する「70歳現役社会」づくりの取組みがさらに加速するよう、必要な企業情報の提供や「70歳まで働ける企業」の開拓の共同実施など、労働局の協力体制を強化すること。
- 2 高齢者雇用を促進するため、「70歳まで働ける企業」に対する政府調達優遇制度の導入や高齢者を多数雇用する企業に対する減税など、企業に対する支援施策を充実すること。

## ■ 本県の取組み



## 70歳現役応援センター開所からの主な実績(H30年8月末現在)

### 70歳まで働ける企業の拡大

・訪問件数 2,640社  
うち制度導入企業 549社

### 子育てマイスターの拡大

保育所に加え、放課後児童クラブなど、活躍の場が拡大

### 登録者・進路決定者の順調な増加

・登録者数 14,572人  
・進路決定 7,062人(うち就職6,926人)



## ■ 九州・山口の取組み

### H27年6月「九州・山口70歳現役社会推進協議会」設立

九州・山口各県と経済団体、労働者団体が一体となり、共同事業による気運醸成、各県における就業相談窓口設置などの施策を展開

#### 【主な共同事業】

- ・九州・山口の施策パンフレットの作成 (H28)
- ・九州・山口70歳現役社会推進大会の開催 (H29～)  
※各県持ち回り開催

# 女性の活躍を促進する取組みの充実・強化

## 【具体的提言・要望】

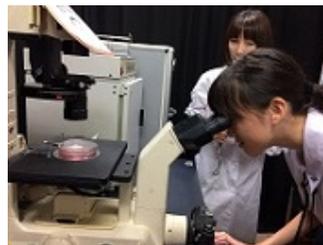
【所管省庁 内閣府、厚生労働省】

- 1 働く場や地域での女性の活躍を促進するため、地域女性活躍推進交付金の国庫負担割合を10/10とし十分な財源を確保するとともに、運用の弾力化を図ること。
- 2 地方の創意工夫による取組みを継続的に支援する「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。
- 3 一般事業主行動計画の策定及び実施に取り組む中小企業の自主的な活動を促進するため、継続的なノウハウの提供、助成金の増額などの支援策を充実すること。

## ■ 本県の取組み

### 女性が活躍する環境を整備

- 「ウーマンワークカフェ北九州」における支援  
全国初の取組みとして、国・県・北九州市が連携し、再就職やキャリアアップ、創業など、女性の幅広いニーズにワンストップで対応
- 「福岡県女性の活躍応援協議会」の運営  
知事をトップに、行政、経済団体13団体の長で構成。「福岡の女性活躍行動宣言」に基づき、各団体が自ら目標を定め、取組みを推進
- 企業・経済団体等が行う女性活躍推進の取組に対する支援  
女性活躍の意義、取組推進のノウハウについて学ぶセミナーを開催、専門家による個別企業サポート、社内研修等への講師派遣、経済団体や業界団体による固有の課題解決に向けた取組みに対する支援  
(一般事業主行動計画を策定した労働者300人以下の企業は144社(全国8位)(平成30年3月31日現在))
- 「子育て応援宣言企業」の推進(H15年度～)、「介護応援宣言企業」の推進(H29年度～)  
企業トップが「仕事と子育て」または「仕事と介護」の両立を支援する具体的な取組みを宣言し、県が登録・広報  
(子育て応援宣言登録企業数: 6,486社(8月31日現在))  
(介護応援宣言登録企業数: 374社(8月31日現在))
- 女子中高生の進路選択応援事業  
理工系分野における女性活躍に向けて、女子中高生の同分野に対する興味・関心を喚起し進学を促進するため、女子中高生が事業所や研究所を見学し、女性技術者や研究者等と直接交流できる機会を提供



【女子中高生の進路選択応援事業】

### リーダーとなる女性の育成

- 女性トップリーダー育成研修  
(福岡女子大学)  
企業、団体等の上級管理職の女性を対象に、トップリーダーとして必要な素養を身につけ、ネットワークを構築するための研修を実施
- 経営を支える女性リーダー育成事業  
企業の管理職として活躍するために必要な知識や実践的スキル、管理職になりたいという高い意識を身に付ける研修を実施
- 若手キャリアアップ意識向上事業  
中小企業の若手女性従業員を対象として、キャリア形成を支援するためのセミナーを開催
- 地域のリーダーを目指す女性応援事業  
地域で積極的に活動しており、今後地域のリーダーとして期待される女性を対象として、地域の課題解決ワークや企画力をつけるための講座を実施
- 女性の災害時の対応力向上研修  
災害時の避難所運営などに参画できる女性を育成

【トップリーダー育成研修】



# きめ細かな雇用政策の充実・強化

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 厚生労働省】

- 1 若者、女性、高齢者、障がいのある人など誰もが意欲と能力を生かして働くことができるよう、年代別・対象別の求職者や就職氷河期世代へのきめ細かな就職支援を行うこと。また、良質・安定的な雇用創出といった実効性のある取組みが行われるよう、地域の実情に応じた柔軟な事業採択を行うとともに、自由度の高い交付金の創設や既存の助成の拡充など、支援を強化すること。
- 2 地域の中小企業・小規模事業者における働き方改革が着実に推進されるよう、改革に取り組む企業及び気運醸成を図る地方自治体への支援を強化すること。

## ■ 本県の取組み

### 年代別・対象別就職支援センター

- 若者しごとサポートセンター（うち、合同会社説明会等は国委託）  
30代チャレンジ応援センター  
・正社員としての求人の多い職種における知識・技術を習得するための研修  
・求職者情報の提供、ハローワーク求人情報を活用した職業紹介等。
- 中高年就職支援センター（国と一体的に実施）  
・ハローワークと連携したマッチング支援、個別求人開拓などで、中高年（おおむね40歳以上）の早期就職支援を実施
- 若者サポートステーション（うち、総合相談、職場体験等は国委託）  
・個別相談や企業での就労体験により、若年無業者（15～39歳）の就職を支援。  
・平成30年度、厚生労働省「就職氷河期サポートプログラム」に福岡若者サポートステーションが選定され、対象年齢を15～44歳に拡大して就職を支援。

### 実践型地域雇用創造事業（国事業を活用）

- 人口減少に伴う人材不足により経済活力の低下が懸念される地域において、特色を生かした魅力的な雇用をつくり、地域を支える人材の育成・定着を国と協力して支援
- 地域における良質・安定的な魅力ある雇用創造のため、対象地域の要件緩和や実施主体への国の更なるサポートを求めるもの

### 正規雇用促進企業支援センター

- 県内企業における正規雇用の拡大を図るため、きめ細かな支援を実施し労働者の職業的安定を促進するとともに、企業の人材確保を支援
- 正規雇用の拡大に向けた企業向けセミナーの開催等、福岡労働局助成金センター等関係機関と連携  
【実績】 正規雇用者数 2,036人（H27～H29年度）

### ものづくりカイゼン企業支援センター（国補助事業「戦略産業雇用創造プロジェクト」）

- 先端成長分野における県内ものづくり企業の事業拡大や企業の人材確保育成支援を目的として、育成経費の助成や合同会社説明会等を実施
- 標記事業が平成30年度をもって終了となるため、後継事業となる「地域活性化雇用創造プロジェクト」の採択を求めるもの

### 企業における働き方改善推進

- 働き方改革の気運醸成や企業への具体的な取組みの支援を国等との連携により実施し、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進などを推進
- 地域の実情に即した実効ある働き方改革推進に向け「地方版政労使会議」で決定された具体的な取組みに対し、国の積極的な取組みと他の主体への支援が必要

# インバウンド観光の促進

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 国土交通省】

- 1 地方自治体や民間事業者が、客観的データに基づくインバウンド観光振興施策を実施できるよう、国レベルで訪日外国人に係るビッグデータ（移動実態、消費動向等）を収集し、その情報を地方自治体等が活用できるしくみを整えること。
- 2 観光協会等が実施する観光ブランドづくりや地域の人材育成等の自主的な取組みに対し、積極的な支援を行うこと。
- 3 外国人観光客が安全に安心して観光を楽しめる環境の整備（観光案内所・観光施設等の多言語対応、キャッシュレス環境の充実等）に対し、積極的な支援を行うこと。

## ■ 福岡県観光振興指針（H29.7制定）

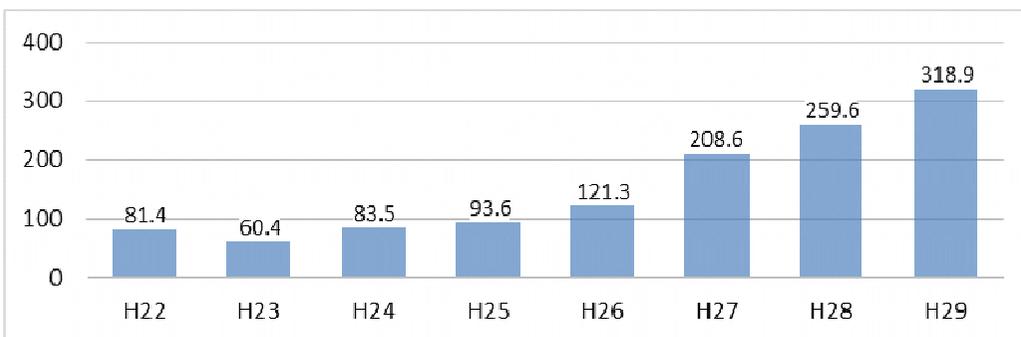
### ○ 基本的な考え方

- 1 観光資源の魅力向上  
体験・交流型観光資源の開発とブランド力の強化
- 2 受入環境の充実  
すべての観光客が安全に安心して県内観光を楽しめる環境の整備
- 3 効果的な情報発信  
旅行ニーズやデータ分析に基づくプロモーション活動の展開
- 4 観光振興の体制強化  
観光人材の育成と観光推進体制の整備



## ■ 福岡県における外国人入国者数の推移

（単位：万人）



## ■ 市町村等への情報提供に係る県の取組

市町村、観光協会、観光関連事業者等に有益な情報を、「福岡県観光『ご来福』レポート」として四半期毎に発行

## ■ 観光ブランドづくりに向けた県の支援

地域の観光協会等が行う観光資源のブランド化や新たな観光ルート形成を促進することにより、魅力ある観光ブランドづくりを支援

- ・地域の魅力を磨く観光地づくりモデル事業  
H18～30年度 採択数 57団体

## ■ 外国人観光客受入環境の充実に向けた県の取組

外国人観光客がストレスなく快適に県内を周遊できるよう、受入環境の整備を促進

- ・多言語コールセンターの設置
- ・観光案内所における無料公衆無線LAN環境の整備、観光マップ等案内ツールの多言語化に対する助成
- ・九州地域通訳案内士の育成
- ・インバウンドセミナーの開催



福岡空港国際線

# 地域に根ざした中小企業・小規模事業者対策の充実・強化

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 経済産業省】

- 1 中小企業・小規模事業者の成長・発展を図るため、創業、技術開発、経営改善、金融、販路開拓、経営革新、海外展開、生産性向上など、総合的な対策を引き続き推進すること。
- 2 創業やベンチャーの創出を促進するため、若者、女性等に対する支援を拡充すること。
- 3 ものづくり中小企業のイノベーションの創出を図るため、新技術、新製品開発に対する支援を拡充すること。
- 4 中小企業の事業承継を促進するため、事業者の意識改革から承継の実現まで一貫した支援を可能とする体制づくりや専門家派遣などの取組みに対する支援を拡充すること。
- 5 来年10月の消費税率の引上げにより、中小企業・小規模事業者の経営に影響を及ぼさないよう、価格転嫁対策や引上げ後の景気対策、経営安定対策など万全の措置を講じること。その際は、キャッシュレス決済の普及を図る施策と組み合わせたポイント還元策や、消費喚起効果が実証済みのプレミアム付き地域商品券など、地域の実情に合わせた多様な選択肢を設けること。

## ■ 本県の中小企業への総合的な支援

- 県内中小企業に対し、成長段階や事業環境に応じたきめ細かな支援を実施

### 創業の促進

- ・創業希望者の確保及び育成
- ・創業者による事業計画策定の促進

### 経営基盤の強化の促進

- ・事業活動に必要な資金の円滑な供給
- ・販路開拓の促進

### 新たな事業展開の促進

- ・新たな商品及び役務の開発の促進
- ・アジアをはじめとする海外展開の促進

### 小規模企業者の事業の持続的な発展

- ・生産性の向上の促進

- 県の中小企業振興事務所を核に、県内4地域に設置した「地域中小企業支援協議会」において、様々な支援機関と連携し、地域の力を結集した支援を実施

- 「福岡県よろず支援拠点」とも連携し、中小企業の多岐にわたる経営課題に的確に対応

※福岡県よろず支援拠点相談者数：10,642者（H29年度：全国1位）

## ■ 本県のものづくり企業への支援

- 本県工業技術センターによる申請支援により、ものづくり補助金を活用した中小企業の新技術、新製品開発を促進。

・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金（中小企業庁）の採択状況

	H25補正	H26補正	H27補正	H28補正	H29補正
本県	399件	451件	363件	232件	394件
(全国順位)	11位	8位	4位	8位	8位

## ■ 本県の事業承継円滑化支援

- 様々な機関が連携し、一体となって県内中小企業の円滑な事業承継を支援する福岡県事業承継支援ネットワークを構築

### 【構成機関】

4地域中小企業支援協議会などの支援機関、金融機関、専門家団体、行政あわせて約170機関

### 【取組内容】

- ・事業承継診断の実施
- ・支援マニュアル作成や研修会の開催
- ・個社の事業承継支援 など

# 地域のIoTに関する取組みへの支援強化

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 経済産業省】

地方版IoT推進ラボの取組みにより生み出される地域発の新しいIoT関連製品・サービスの大型展示会への出展支援など、ビジネス展開を後押しする支援を拡充すること。

## ■ 福岡県IoT推進ラボ

本県では、ロボット・半導体、Ruby・コンテンツ分野の産業振興プロジェクトをいち早く産学官で推進。これまで培ってきたハード・ソフト技術を組み合わせることで、IoT社会を実現するためのシステム開発やプラットフォーム開発にスピード感を持って取り組んでいる。

### 福岡県IoT推進ラボ

福岡県ロボット・システム産業振興会議  
会員数：769（産 557 学 152 官 60）

福岡県Ruby・コンテンツビジネス振興会議  
会員数：767（産 729 学 18 官 20）

ハード技術

得意技術の  
組み合わせ

ソフト技術

取組み内容

- ① ニーズの掘り起こし
- ② IoTプロジェクトの推進
- ③ 市場開拓支援
- ④ 人材育成

## ■ 製品化事例

- ① 飲酒運転防止システム 【株エフェクト】
- ② 太陽光施設監視システム 【株システム・ジェイディー】
- ③ LoRaWANを活用した公共サービスシステム 【株Braveridge】

- ④ 介護予防支援システム 【正興ITソリューション株】



- ⑤ 経済産業省の支援を活用した次世代IoTプラットフォームの開発 【株Braveridge、SCSK九州株】

経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業の支援を受け、LoRaWAN×BLE5.0という最先端無線通信技術と軽量Ruby (mruby) を活用した世界初のIoTプラットフォームを開発中  
(事業期間: H29~31年度、補助額: 約1億円/3年)  
**※予定を1年前倒して、今年度中に製品化の予定**



多様なIoTシステムに活用が可能

高齢者・子ども  
見守りシステム

自然災害  
監視システム

公共インフラ  
管理システム

スマート農業  
システム

スマート産業  
保安システム

# 水素・燃料電池の産業化に向けた普及支援

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 経済産業省】

- 1 水素社会の実現のため、「水素基本戦略（平成29年12月策定）」等で具体化された目標の達成に向け、迅速かつ着実な取組みを実行すること。
- 2 水素ステーションの整備を促進するため、整備・運営費の削減に資する規制見直しの早期実現及び地域が進める先端的な技術開発等に対する継続的な支援を行うこと。
- 3 主力電源化が期待される再生可能エネルギーの安定的な活用に有効な、水素による電力貯蔵システムの実用化に対し、積極的な支援を行うこと。

## ■ 本県の取組み

### 【FCV等の普及促進】

・県公用車（MIRAI2台、クラリティ1台）を活用し、各地で展示や試乗会を行う「ふくおかFCVキャラバン」、「九州FCVキャラバン」を実施

- FCVタクシー5台の導入支援（H27.3 全国初）
- 現在、県内に107台のFCVが走行中

### 【水素ステーションの整備】

- ・候補地の紹介から地権者との交渉まで一貫したサポート
  - ・県独自の補助金、「グリーンアジア国際戦略総合特区」の税制優遇措置による支援
  - ・県庁敷地内にステーションを開設（H27.11 西日本初）
- 現在、県内10か所でステーションが稼働中



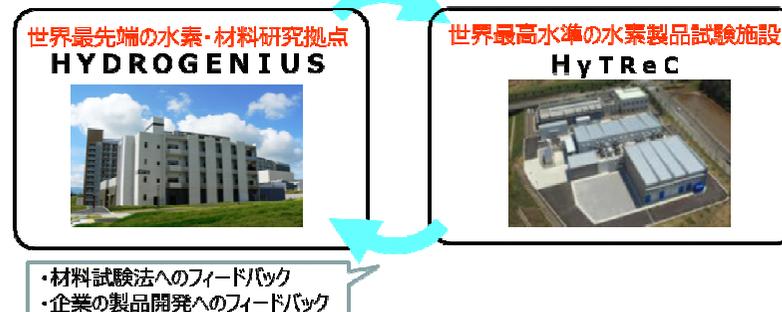
福岡水素エネルギー戦略会議  
（平成30年6月）



福岡県庁水素ステーション

### 【先端的な技術開発】

・世界レベルの材料研究拠点「水素材料先端科学研究センター（HYDROGENIUS）」と「水素製品試験研究センター（HyTReC）」が連携し、企業の製品開発等を支援



- ・政府関係機関の一部移転に伴い、新たな水素材料研究拠点「産総研・九大水素材料強度ラボラトリ（HydroMate）」が開設（H29.1月）

### 【県内企業の参入支援】

- ・技術アドバイザーの派遣、産学官連携による製品開発に係る経費助成 ほか

### 【再生可能エネルギー由来の水素製造・利活用プロジェクト】

- ・太陽光発電により水素を製造・貯蔵し、必要に応じて工場内のFCフォークリフト等で利活用するモデル事業を実施（H28,29 経済産業省補助金活用）
- ・九州大学が強化を図っている、再生可能エネルギーを活用した高効率な水素製造の実証、研究開発を支援

# 革新的バイオ産業創出に向けた支援強化

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣府・経済産業省】

1 バイオ技術が急速に進展し、バイオベンチャーへの投資やゲノム編集等の産業利用が欧米で強力に進められる中、わが国においてもスマートセルインダストリーなど新たな産業創出に向け、バイオ戦略の策定が進められている。

本県には、これまでのプロジェクトにより、ゲノム編集技術や核酸医薬など国際競争力の高い技術・ノウハウが蓄積している。これらを活かし、スマートセル等を活用した革新的な技術・製品を地域から創出していくことが重要。そのための拠点となる最先端の研究開発機能を備えた施設の整備に対し、支援を行うこと。

2 革新的な機能性表示食品や医薬品等の開発を目指し、理化学研究所と地元の大学・企業が行う共同研究の取組みに対し、継続的な支援を行うこと。

## ■ 本県の取組み

### 【福岡バイオバレープロジェクト】

バイオ技術を核とした新産業の創出や関連企業・研究機関の一大集積を目指す

・推進組織：福岡県バイオ産業拠点推進会議（平成13年9月26日設立）

会員：607会員（企業421、行政42、個人144）

・主な取組：①創薬拠点化の推進

②機能性表示食品等の高付加価値商品の開発推進

### 【バイオベンチャーの育成】

#### ○ バイオインキュベーション施設



＜福岡バイオインキュベーションセンター＞  
・H16年開設  
・入居率88.2%  
(H30年9月現在)

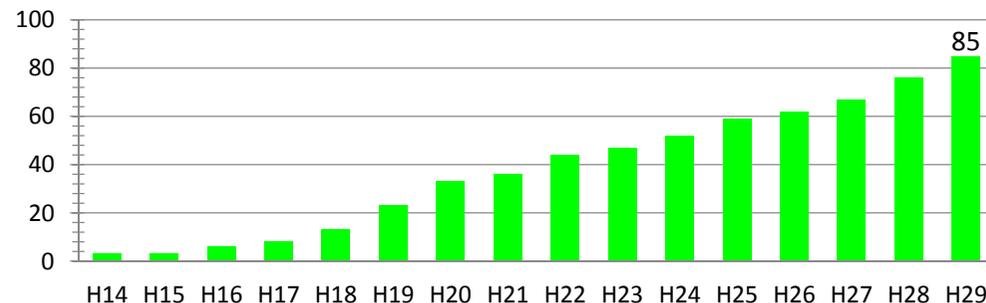


＜福岡バイオファクトリー＞  
・H19年開設  
・入居率80.0%  
(H30年9月現在)

#### ○ 創業事例

- ・(株)ボナック : 核酸医薬品のプラットフォーム技術
- ・ブライトパス・バイオ(株) : がんペプチドワクチンの開発
- ・(株)エディットフォース : 国産ゲノム編集

【プロジェクトの支援による製品化件数(累計)】



### 【機能性表示食品の実用化】

消費者庁への届出受理済み4件(全て販売中)

- ・新日本製薬(株) : 「ルテインアイベリー」(目の調子を整える)
- ・(株)愛しとと : 「記憶力宣言」(記憶をサポート)
- ・(株)心美寿有無 : 「Q10AXIS」(疲労軽減)
- ・(株)ステラ佐々木 : 「コエンザイムQ10プラス」

### 【理化学研究所との共同研究】

- ・理化学研究所のゲノム解析・疾病リスク評価と九州大学による久山町研究のこれまでの研究成果に基づく革新的な機能性表示食品の開発
- ・理化学研究所と九州大学による核酸の体内動態・安定性に関する研究成果を活かした核酸医薬の製品化促進

# 魅力あふれる農林水産業・活力あふれる農山漁村の実現に向けた施策の充実

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣官房、外務省、農林水産省】

- 1 交渉開始が合意された日米TAG、RCEPなど、いかなる国際交渉にあっても、我が国の農林水産業が再生産可能となり、持続的な発展が図られるよう交渉に臨むこと。また、TPPや日EU・EPAに対する国民の不安や懸念を払拭するため、具体的な影響などの情報提供と丁寧な説明を行うこと。
- 2 「農業競争力強化プログラム」及び「農林水産業の輸出力強化戦略」について、着実に推進するとともに、必要な予算を確保すること。なお、「農林水産業の輸出力強化戦略」の実施にあたっては、輸出の障壁となっている検疫など諸外国の規制の緩和・撤廃に向けた取組みを加速化すること。
- 3 農林水産関係の公共事業や共同利用施設の整備等を計画的に進めるため、必要な予算を確保すること。特に、防災・減災対策については、その重要性がますます高まっていることから十分な予算を確保すること。

## ■ 本県の主な取組み

### 【県産農林水産物のブランド化】

- ・あまおう、ラー麦、八女茶、はかた地どり、福岡有明のりなど、ブランド品として定着
- ・秋王、甘うい、実りつくしなどの認知度向上を推進



ラーメン用小麦「ラー麦」



はかた地どり



甘柿「秋王」



キウイ「甘うい」



八女茶

### 【「福岡の食」販売促進】

- ・「福岡よかもん・よかとこセンター」を東京・大阪に設置し、中食・外食業者への販売を促進
- ・今月下旬から、「福岡の食」を使ったメニューを提供するアンテナレストラン「福扇華」を東京に開設

### 【輸出促進】

- ・29年度輸出額は32.6億円と過去最高
- ・30年度から、米国には柿、ベトナムには梨、中国にはパックごはんを新たに輸出。欧州では茶専門店に八女茶の常設コーナーを設置



ベトナムでの販売促進状況

### 【九州一体の取組み】

- ・県産農林水産物の輸出に加え、九州農産物通商（株）を活用し、九州産農林水産物の輸出を拡大
- ・九州・山口各県や経済団体等と連携し、香港や台湾等での販売促進フェアや6次化商品を集めた大商談会を開催

九州  
KYUSHU

九州ロゴマーク

# 地域におけるまち・ひと・しごと創生に向けた取組みの推進

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣府、内閣官房、総務省】

地方創生を図るためには、まず地方が自ら地域の实情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組む必要があることから、以下の措置を講じること。

- 1 地方創生に向けた施策の拡充・強化に十分な歳出を地方財政計画に計上し、増大する社会保障関係費への対応も含め、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。
- 2 地方からの提案を実現し、地方分権改革を着実に推進すること。
- 3 政府関係機関の移転は、国が責任を持って具体的な取組みを着実に進めること。
- 4 地方への新しいひとの流れをつくる取組みに対し、積極的な支援を行うこと。

## ■ 要望の具体的内容

### 地方における安定的な財源の確保

- まち・ひと・しごと創生事業費の拡充、社会保障の充実・安定化への対応をはじめとした、必要な地方一般財源総額の確保
- 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

### 政府関係機関の移転（計 3 機関、4 件）

- 産業技術総合研究所（糸島市）
- 環境調査研修所（北九州市）
- 理化学研究所（福岡市、久留米市）

### 地方への新しいひとの流れをつくる取組みへの支援

- 地方への移住・定住を促進する取組みに対する支援の継続・拡充
- 地方創生推進交付金（内閣府）

## ■ 本県における取組み

### 地方分権改革の推進

- 「九州はひとつ」という理念のもと、様々な取組みを実施
  - ・九州地方知事会における政策連合の取組み
  - ・九州地域戦略会議における九州の官民が一体となった地方創生の取組み
  - ・九州の自立を考える会における広域行政セミナーの実施

### 地方への新しいひとの流れをつくる取組み

- ふくおかよかとか移住相談センター（平成28年7月22日開所）  
首都圏等に移住専門相談窓口を設置し、専任の移住コーディネーターによるきめ細かな相談体制を構築（H29年度末までの実績：相談件数3,031件、移住決定者169名）

### 《広域連携の取組み》「九州・山口ふるさと若者就職促進事業」

九州・山口への若者人材の還流促進を目的とし、東京圏等の大学生を対象とした九州・山口の企業へのインターンシップ、業界研究イベントを実施。

【H29年度実績】

- ・「インターンシップ」 マッチング数42社、59人
- ・「業界研究Week！」 参加企業数13社、参加者数延べ50人
- ・「九州・山口しごとフェスタ～業界研究会～」  
参加企業・団体数138、参加者数304人



業界研究会の様子

# 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019 開催を契機とした地域スポーツの活性化・関連産業の振興、地域文化活動の推進

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣官房、文部科学省（スポーツ庁、文化庁）、法務省】

- 1 自治体による国際スポーツ大会やキャンプ地の誘致活動等スポーツによる国際交流を推進する取組みに対し、2020年以降も支援を継続すること。
- 2 事前キャンプで来日するアスリートや関係者の入国審査の迅速化（ファーストレーン導入等）を早急に取り組むこと。
- 3 地域において次世代のトップアスリートを育成するため、強化拠点の整備やプロコーチの配置を図ること。また、障がい者スポーツを振興するため、自治体が有するスポーツ施設のバリアフリー化や指導者養成などに早急に取り組むこと。
- 4 引退したトップアスリート等を指導者として養成する機関の設立を含め、人材活用のあり方について検討すること。
- 5 2020年以降のレガシー創出に向け、障がい者の芸術文化活動への参画促進など、地域に根差した文化活動への支援を充実すること。

これらの施策を通じて、地域でのスポーツの拠点化・関連産業の立地促進など産業振興のための環境整備を図ること。

## ■本県の取組み

区分	本県の取組み
スポーツの気運醸成	2014 福岡県スポーツ推進計画策定 2015 RWC2019開催都市に決定・福岡開催推進委員会の設立 2016 「ふくおかスポーツ振興プロジェクト事業」実施
キャンプ地の誘致	2014 福岡県キャンプ地誘致連絡会議の設置 2015 全庁体制で取り組むための福岡県対策本部の設置 ※MOU締結(2014～現在): スウェーデン・ノルウェー(県・福岡市)、ウェールズ・タイ(北九州市)、ケニア、カザフスタン(県・久留米市)、ブルガリア、ロシア(県・宗像市)、オセアニア諸国(県・柳川市・みやま市・みやこ町・築上町)、南アフリカ(県・飯塚市)、ドイツ(県・田川市)
入国審査の迅速化	2018 内閣官房、東京2020大会組織委員会に迅速化を要望
アスリートの発掘・育成	2004 「福岡県タレント発掘事業」実施: 全国初 ※44名の日本代表アスリートを輩出 2014 「福岡アーチェリーアカデミー」開校 ※年代別国際大会出場者を2名(小林加奈・久米沙也加)輩出 2017 「ジュニアアスリート育成強化事業」実施 ※国際大会優勝者(素根輝(柔道)、早田ひな(卓球))らを支援
障がい者スポーツの推進	2014 「障がい者スポーツの普及啓発事業」実施 2015 「障がい者スポーツ・レクリエーション活動基盤づくり事業」実施 「特別支援学校等を活用した障がい児・者のスポーツ活動実践事業」受託 2017 「障がい者アスリート発掘・育成事業」実施 福岡県民体育大会に障がい者部門を新たに設立
地域文化の推進	2017 「ふくおか文化体験プログラム」を実施、県民文化祭の中で障がい者の美術展を開催 2018 障がいのある人とない人が交流する芸術祭を開催、障がい者の芸術文化活動に取り組むNPO等を助成、日韓芸術家と地域住民が参加するダンス作品を創作・公演



# 世界遺産の保存活用に向けた取組みの推進

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 文部科学省（文化庁）、内閣官房、総務省、国土交通省】

- 1 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の稼働資産について、事業を継続しながら資産を保全する所有者の負担を軽減するため、非稼働資産と同等の税財政上の支援を行うこと。
- 2 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の保存活用に関する技術的支援・財政的支援を行うこと。

### ■ 「明治日本の産業革命遺産」

（8県11市 23構成資産）※平成27年7月登録

- 本県の構成資産  
 [稼働資産]三池港、官営八幡製鐵所、遠賀川水源地ポンプ室  
 [非稼働資産]三池炭鉱

構成資産	三池港		官営八幡製鐵所、 遠賀川水源地ポンプ室	(参考) 非稼働資産の場合
根拠法	港湾法		景観法(景観重要建造物)	文化財保護法
所有者	県	民間	民間	民間等
国補助率	1/3	—	自治体による補助額の1/2	1/2
固定資産税、 都市計画税	課税	課税	世界遺産登録資産に限り、課税標準を 価格の1/3とする減免措置(期限なし)	非課税



三池港



官営八幡製鐵所旧本事務所

### ■ 「無形文化遺産『山・鉾・屋台行事』」

(18府県 33件) ※平成28年11月登録



博多祇園山笠行事



戸畑祇園大山笠行事

### ■ 「世界の記憶」

『山本作兵衛コレクション』

※平成23年5月登録



「舟頭と陸蒸気」  
(C)Yamamoto Family

『朝鮮通信使に関する記録』

※平成29年10月登録



黒田家文書

### ■ 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」

(1県2市 8構成資産) ※平成29年7月登録

- 構成資産
- ・沖ノ島及び3岩礁(宗像大社沖津宮)
  - ・宗像大社沖津宮遙拝所
  - ・宗像大社中津宮
  - ・宗像大社辺津宮
  - ・新原・奴山古墳群



宗像大社沖津宮



新原・奴山古墳群

# 福岡空港・北九州空港の機能強化及び連携強化

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 国土交通省、法務省】

### 〔福岡空港の機能強化〕

- 1 滑走路増設事業及び国内線側平行誘導路二重化の早期完成や国際線スポットの整備促進を図ること。
- 2 民間による空港運営事業開始にあたり、国職員の派遣を行うなど国事業の円滑な引継ぎを行うとともに、運営権者が安全・安心を大前提とし、周辺環境へ配慮しつつ、地域の振興・発展に繋がる空港運営を行うよう、空港の設置管理者として適切な指導・監督を行うこと。
- 3 円滑な出入国体制を実現すること（入国審査官の更なる増員、ファーストレーンなど）。

### 〔北九州空港の機能強化〕

- 1 現在の2,500m滑走路の3,000mへの延伸を早期に実現すること。
- 2 円滑な出入国体制を実現すること（入国審査官の更なる増員、出入国施設整備など）。

### 〔両空港の連携強化〕

- 1 福岡空港への自動車専用道路の早期事業化及び新北九州空港道路の整備促進を図ること。
- 2 福岡空港の発着枠を超える就航希望便（特にLCC）の北九州空港への誘導に努めること。

## ■ 機能強化（福岡空港）

### ○滑走路増設事業

平成37年3月末の供用開始に向けて、今年度当初予算で約186億円の事業予算が計上。  
今後も、円滑な事業推進と早期完成に向けた予算の確保が必要。

### ○平行誘導路二重化（平成32年1月末完成予定）

工期短縮によって早期完成を目指すとともに、完成後、速やかに発着枠増加（35回／時→37回／時）の実現を図ることが必要。

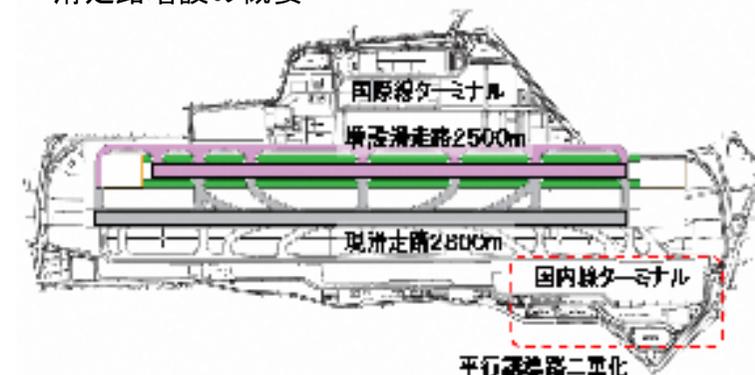
### ○国際線スポット整備

限られた発着枠を有効活用し、旺盛な国際線需要に対応可能とすることが必要。

### ○円滑な出入国体制の実現

国際線の利用者は、平成29年度には国内第4位となる633万人を記録し、新たな国際線の就航希望も多い。今後、入国審査官等の更なる増員やファーストレーンの導入など、ハード・ソフト両面からのより一層の環境整備が必要。

・滑走路増設の概要



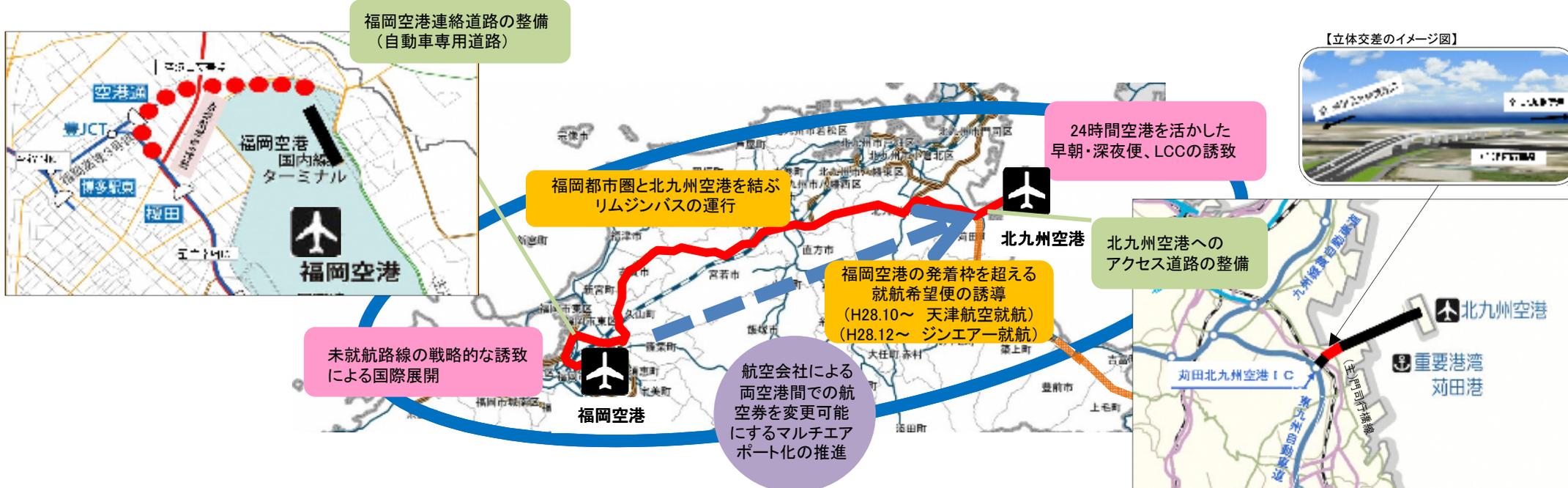
## ■ 機能強化（北九州空港）

- 貨物専用機の長距離運航などが可能となるよう、一日も早い3,000mへの滑走路延伸が必要である。
- 一昨年末からの国際定期路線の新規就航やチャーター便の運航により、訪日旅客数が急増しており、(平成29年度13万人、全国第9位)、入国審査官の更なる増員や出入国施設整備など、円滑な出入国体制の実現が必要である。



## ■ 連携強化

- 本県では、多彩なネットワークを有する福岡空港と24時間利用可能な北九州空港との役割分担、相互補完を進めることで、今後増大する航空需要に幅広く応え、ゲートウェイとしての利便性を高めることにより、本県のみならず九州全体、また西日本の発展に寄与することを目指している。
- 国においても、両空港の役割分担と相互補完を進めるため、各空港のアクセス向上のための道路整備を促進するとともに、福岡空港の発着枠を超える就航希望便の北九州空港への誘導、早朝・深夜便の就航促進、着陸料の軽減措置を図ることが必要である。



# ストック効果の高い社会資本整備の推進

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 国土交通省】

- 1 九州・山口の一体的発展を支えるストック効果の高い社会資本整備を着実に推進すること。
- 2 これに必要な補助、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を本県に重点的に配分すること。

- 優れた交通拠点を最大限に活用することで、産業・観光などの強みに磨きをかけ、九州・山口が一体となってアジアの活力を取り込んで成長するとともに、防災・減災への備えを万全にし、誰もが住み慣れたところで長く元気に暮らせる福岡県を目指している。
- 「生産性向上による経済成長を支える事業」や「安全・安心で豊かな暮らしを支える事業」として、道路、河川、空港、港湾、鉄道、海岸、砂防、市街地、公園、住宅、下水道等のストック効果の高い社会資本整備を着実に推進する必要がある。

### ■ アジアに近い地理的条件と優れた交通拠点を最大限に活用



国際線利用者 国内第4位  
(H29 633万人)

多彩なネットワークを有する「福岡空港」



訪日旅客数 国内第9位  
(H29 13万人)

24時間利用可能な「北九州空港」



外航クルーズ船 寄港回数  
4年連続日本一(H26~H29)

クルーズ需要が拡大する  
「博多港」



H29取扱貨物量  
過去最高を更新(37.205千トン)

自動車産業・セメント産業の  
物流拠点「苅田港」



H29国際コンテナ取扱貨物数  
約2.5倍(H22比)

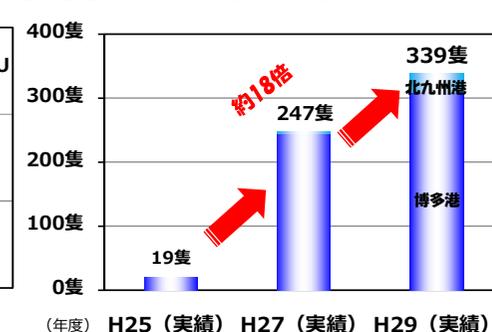
世界遺産の構成資産かつ稼働資産  
「三池港」

### ■ 産業・観光などの強みに磨きをかける

○物流(三池港国際コンテナ取扱個数)



○観光(クルーズ船の入港数)



### ■ 防災・減災への備えを万全にする

○ソフト・ハードを総動員した  
減災・防災対策の推進



平成29年7月九州北部豪雨災害への対応(桂川)

○インフラ老朽化対策の推進  
(今後急速に老朽化が進む施設の修繕等費用確保が必要)

施設種別	全体施設数	建設後50年以上経過する施設の割合		
		H30.3末現在	10年後	20年後
道路 (橋長2m以上橋梁)	5,061橋	34%	54%	70%
河川 (水門・樋門)	48施設	4%	25%	71%
ダム	15施設	13%	40%	53%
港湾 (外郭施設)	141施設	26%	57%	73%
海岸 (堤防)	64km	44%	77%	89%
砂防 (砂防施設)	2,340施設	31%	48%	61%

## ■ ストック効果の高い主な社会資本整備

**凡 例**  
 生産性向上による経済成長を支える事業  
 安全・安心で豊かな暮らしを支える事業



## 1. 生産性向上による経済成長を支える事業

(輸送効率向上や時間短縮等から人・モノの動きの活性化を支援)

### (1) 拠点整備

- ・ 空港の整備(福岡空港)と連携(福岡空港、北九州空港)
- ・ 港湾(苅田港、三池港等)の整備
- ・ 道路(味坂スマートIC(仮称))の整備

### (2) 拠点からのアクセス機能強化

- ・ 道路(福岡空港連絡道路・新北九州空港道路・味坂スマートIC(仮称)アクセス道路等)

### (3) 広域連携を支える整備

- ・ 道路(下関北九州道路・東九州自動車道・八木山バイパス等)
- ・ 街路(西鉄天神大牟田線 連続立体交差事業)

## 2. 安全・安心で豊かな暮らしを支える事業

### (1) 災害からの迅速な復旧

- ・ 河川(高尾川等)

### (2) ソフト・ハードを総動員した減災・防災対策

- ・ 道路(法面对策、落橋崩壊防止対策等)
- ・ 河川(高尾川等)
- ・ ダム(小石原川ダム・筑後川水系ダム群連携)
- ・ 海岸、砂防の整備等
- ・ 建築(住宅・建築物の耐震化)

### (3) インフラ老朽化対策

- ・ 道路、河川、港湾、砂防、下水道等の管理施設

### (4) 生活空間の安全・安心の確保

- ・ 地域公共交通の維持(平成筑豊鉄道等)
- ・ 市街地、公園、住宅、下水道の整備等

# エネルギーの安定供給と再生可能エネルギー等の更なる普及促進

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 経済産業省、環境省、内閣府】

- 1 国民生活の安定と経済の持続的発展のため、環境に優しく安価で安定的なエネルギーの需給構造の実現に向けた取組みを強化し、総合的なエネルギー政策を推進すること。
- 2 再生可能エネルギーやコージェネレーションなど分散型エネルギーの更なる普及促進を図るため、エネルギーモデルの構想策定や設備導入への支援、規制緩和、研究開発などを継続すること。
- 3 一般海域における洋上風力発電等の整備に係る促進区域の指定にあたっては先行地域に特段の配慮を行うこと。系統制約の解消のため、既存の地域間連系線の弾力的な運用などの取組みを進めること。

## ■ 要望の具体的内容

### 一般海域における洋上風力発電促進区域の指定

- 現在、北九州市響灘地区では、洋上風力発電に関する実証実験から得た知見や恵まれた風況を生かし、改正港湾法第1号案件の大規模発電事業を開始するとともに、一般海域への事業拡大を検討
- 一方、国は、洋上風力発電の導入拡大に資する一般海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定等に係る制度創設のための法律案の成立を目指しているところ
- 本法律案の早期成立を図るとともに、促進区域の指定にあたっては、先行地域に特段の配慮をお願いしたい

### 電力広域融通のための関門連系線の弾力的な運用

- 2021年度以降、本州向け連系線運用容量の空き容量は、0%程度になる見通し
- 現状のままでは、九州域内での発電電力(再生可能エネルギーを含む)は域外に融通できない
- 離島以外で初めて九州本土で出力制御が実施された中、再生可能エネルギーの普及促進のためには、既存連系線の弾力的な運用などが必要



関門連系線  
関門橋  
※他の地域間では複数ルート化済(建設中含む)

## ■ 本県の取組み

### 【指針】「福岡県地域エネルギー政策研究会」提言(H27.3)

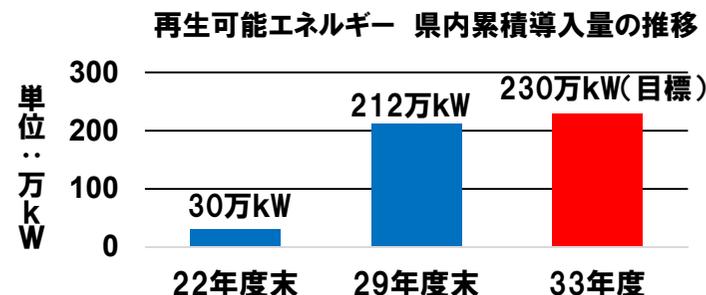
(座長:日下一正 東京大学 客員教授)

- ①エネルギーを無駄なく最大限効率的に利用する社会
- ②環境に優しく、エネルギーが安価で安定的に供給される社会
- ③水素を本格的に利活用する水素エネルギー社会
- ④新たなエネルギー関連産業の育成・集積による地域振興・雇用創出

### 【目標(福岡県総合計画KPI)】

再生可能エネルギーの県内累積導入量

212万kW(H29年度末実績値) ⇒ 230万kW(H33年度目標値)



○ 提言の実現や、情勢の変化を踏まえた地方の取組みについて研究

# 暴力団壊滅に向けた取組みの推進

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省】

- 1 五代目工藤會幹部らによる殺人事件を始めとした工藤會関連事件公判の進展に伴い、証人等の保護対象者が増加しており、その安全確保の徹底が求められることから、体制の充実を図ること。
- 2 暴力団構成員の預貯金口座の閉鎖・解約の促進に向けた金融機関に対する指導・支援等の取組みを強化すること。
- 3 暴力団の資金源となっている特殊詐欺を根絶するための対策を強化すること。
  - (1) 特殊詐欺の被害は、広域的に発生していることから、全国的に注意喚起を行うとともに、特殊詐欺被害を防止するため、地方公共団体が行う広報啓発活動に対する財政的支援を行うこと。
  - (2) 固定電話が特殊詐欺に利用されるなど、既存の法令（携帯電話不正利用防止法、電気通信事業法等）では規制できないケースに対応するため、固定電話を契約又はレンタルする際の本人確認の義務化や犯行に利用された電話を停止できる仕組みの構築等有効な対策を早急に講じること。

## ■ 施策の背景

- 福岡県内に主たる事務所を置く指定暴力団は5団体(全国最多)
- 平成26年9月以降、五代目工藤會の最高幹部らを凶悪事件で相次いで逮捕しており、現在、多くの公判が進展しているところ
- 暴力団組織に対する資金源対策の1つとして、個々の構成員に対する対策が必要
- 平成30年7月末現在、県内の特殊詐欺被害は前年と比較して減少しているものの、高齢者を狙ったキャッシュカード受取型が多発するなど高水準で推移しており、憂慮すべき状況

## ■ 本県の取組み

- 全国に先駆けて「暴力団排除条例」を施行(H22年4月)
- 福岡県警察本部に保護対策室を新設(H25年3月)
- 福岡県銀行警察連絡協議会の設置(H21年4月)
- 押収名簿登載者への圧着ハガキの送付等による注意喚起(H24年7月～)
- 「ニセ電話気づかせ隊」による県民ぐるみの被害防止活動の推進(H27年6月～)



## ■ 国の対応

- 福岡県警察の警察官定員基準の改正
  - ・平成27年度～52人増
  - ・平成28年度～52人増
  - ・平成29年度～46人増
- 他県からの応援(特別派遣部隊)
  - ・常時約200人態勢(延べ20,351名、平成24年4月～平成26年12月)
- 暴力団等による組織犯罪対策の強化など、刑事訴訟法の一部改正(H28年5月「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の成立)
- 暴力団等による組織犯罪の未然防止など、組織犯罪処罰法の一部改正(H29年6月「組織的犯罪処罰法の一部を改正する法律」の成立)

# 都道府県議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布枚数の改正

## 【具体的提言・要望】

【所管省庁 総務省】

都道府県議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布枚数は、選挙区ごとの有権者数が考慮されず公職選挙法の規定により一律16,000枚までとなっている。

同じ選挙の各選挙区において、有権者間の政見を知る機会が均等とはいえない状況にあるため、公職選挙法を改正し、選挙区ごとの有権者数や議員定数を勘案した頒布枚数とすること。

## ■ 現状

- 平成29年の公職選挙法改正により、平成31年3月から都道府県議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が可能とされた。

## ■ ビラを受け取ることができる有権者

選挙区名	有権者数	ビラを受け取ることができる有権者(※)
久留米市	25.1万人	15.7人に1人
福岡市東区	24.7万人	15.4人に1人
⋮	⋮	⋮
みやま市	3.2万人	2.0人に1人
うきは市	2.5万人	1.6人に1人

※ 平成30年9月現在の有権者数を16,000枚で除したものの

## ■ 他の選挙における頒布枚数

参議院選挙区選出議員選挙及び都道府県知事選挙においては、選挙区ごとの有権者数が一定程度考慮されている。

＜参議院選挙区選出議員選挙・都道府県知事選挙の頒布枚数＞  
10万枚＋(選挙区内の衆議院小選挙区数－1)×1.5万枚  
(ただし上限30万枚)

- 参議院東京都選挙区(小選挙区数25) 30万枚
- 参議院佐賀県選挙区(小選挙区数2) 11.5万枚